# 第 4 次プランから継続する数値目標（第 5 次プラン重点目標別）

第 4 次プランから引き継ぐ24項目を、第 5 次プランの 3 つの重点目標に沿って再配置しています。No.は元の継続目標一覧の番号です。

**分類別件数　｜　重点目標 1 ：3項目　　重点目標 2 ：16項目　　重点目標 3 ：5項目　　（合計：24項目）**

## 重点目標 1 ：一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方を選択できる社会　（3項目）

| No. | 第 4 次プランから継続する数値目標 | 第 4 次の基本目標 | 第 5 次プランの分類先重点目標 | 分類の考え方・対応する第 5 次指標 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対と考える市民の割合 | 基本目標 1 | 重点目標 1 ：一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方を選択できる社会 | 固定的性別役割分担意識の解消に関する指標。第 5 次 No.5 と関連。 |
| 2 | 普段の生活で、性別による決めつけや固定的性別役割分担を前提とした仕組み・慣習による男女間の差を感じる市民の割合 | 基本目標 1 | 重点目標 1 ：一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方を選択できる社会 | 性別による不平等・慣習への気づきに関する指標。第 5 次 No.5 と関連。 |
| 3 | 固定的な性別役割分担をなくす必要があると思う市民の割合 | 基本目標 1 | 重点目標 1 ：一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方を選択できる社会 | 固定的性別役割分担意識の見直しに関する指標。第 5 次 No.5 と関連。 |

## 重点目標 2 ：誰もが個性と能力を発揮し、自分らしく働き暮らせる社会　（16項目）

| No. | 第 4 次プランから継続する数値目標 | 第 4 次の基本目標 | 第 5 次プランの分類先重点目標 | 分類の考え方・対応する第 5 次指標 |
|---|---|---|---|---|
| 5 | 審議会等の女性委員の割合 | 基本目標 2 | 重点目標 2 ：誰もが個性と能力を発揮し、自分らしく働き暮らせる社会 | 政策・意思決定過程への女性参画。第 5 次 No.13 と対応。 |
| 6 | 女性委員のいない審議会の数 | 基本目標 2 | 重点目標 2 ：誰もが個性と能力を発揮し、自分らしく働き暮らせる社会 | 審議会等の女性参画状況を補完する指標。第 5 次 No.13 と関連。 |
| 7 | 女性従業員の 2 / 3 以上が「働きやすくて働きがいがある」と評価している事業所数 | 基本目標 2 | 重点目標 2 ：誰もが個性と能力を発揮し、自分らしく働き暮らせる社会 | 職場環境・女性の就業継続と活躍。第 5 次 No.17 と対応。 |
| 8 | ワークイノベーション推進会議加入事業所数 | 基本目標 2 | 重点目標 2 ：誰もが個性と能力を発揮し、自分らしく働き暮らせる社会 | 企業の働き方・職場環境改善の取組基盤。第 5 次 No.17・20 と関連。 |
| 9 | 入札参加資格申請における主観点数加算申請事業所数 | 基本目標 2 | 重点目標 2 ：誰もが個性と能力を発揮し、自分らしく働き暮らせる社会 | 市内事業所の男女共同参画・働き方改革の取組促進に関する指標。第 5 次 No.17・20 と関連。 |
| 10 | ワークイノベーション表彰制度「あんしんカンパニー」認定事業所数 | 基本目標 2 | 重点目標 2 ：誰もが個性と能力を発揮し、自分らしく働き暮らせる社会 | 働きやすさ・働きがいのある職場づくり。第 5 次 No.18 と対応。 |
| 11 | 市職員管理職（課長級以上）に占める女性の割合 | 基本目標 2 | 重点目標 2 ：誰もが個性と能力を発揮し、自分らしく働き暮らせる社会 | 組織内の意思決定層への女性登用。第 5 次 No.13 と関連（市役所内部の指標として補完）。 |
| 12 | 市職員の男性育児休業取得率 | 基本目標 2 | 重点目標 2 ：誰もが個性と能力を発揮し、自分らしく働き暮らせる社会 | 男性の家事・育児参画と仕事・生活の両立。第 5 次 No.19 と対応。 |
| 13 | 民間事業所の課長相当職以上に占める女性の割合 | 基本目標 2 | 重点目標 2 ：誰もが個性と能力を発揮し、自分らしく働き暮らせる社会 | 民間企業の管理職への女性登用。第 5 次 No.21 と関連。 |
| 14 | 市立小・中学校の教頭以上に占める女性の割合（校長、教頭） | 基本目標 2 | 重点目標 2 ：誰もが個性と能力を発揮し、自分らしく働き暮らせる社会 | 教育分野の意思決定層への女性登用。第 5 次 No.13・21 と関連。 |
| 15 | PTA（小・中学校）会長・副会長・会計に占める女性の割合 | 基本目標 2 | 重点目標 2 ：誰もが個性と能力を発揮し、自分らしく働き暮らせる社会 | 地域・教育関連組織における女性の意思決定参画。第 5 次 No.14・16 と関連。 |
| 16 | 自治会役員（区長・副区長・会計）に占める女性の割合 | 基本目標 2 | 重点目標 2 ：誰もが個性と能力を発揮し、自分らしく働き暮らせる社会 | 地域運営・意思決定への女性参画。第 5 次 No.15 と対応。 |
| 19 | 男女共同参画推進事業にかかる一時保育事業の開催回数（年間） | 基本目標 2 | 重点目標 2 ：誰もが個性と能力を発揮し、自分らしく働き暮らせる社会 | 講座・事業への参加障壁を下げる託児支援。第 5 次 No.27 と関連。 |
| 20 | 地域コミュニティ組織における女性役員の割合 | 基本目標 2 | 重点目標 2 ：誰もが個性と能力を発揮し、自分らしく働き暮らせる社会 | 地域コミュニティの意思決定への女性参画。第 5 次 No.14 と対応。 |
| 21 | 農業委員会における女性委員の割合 | 基本目標 2 | 重点目標 2 ：誰もが個性と能力を発揮し、自分らしく働き暮らせる社会 | 農業分野の意思決定への女性参画。第 5 次 No.12・13 と関連。 |
| 22 | 保育所待機児童数 | 基本目標 3 | 重点目標 2 ：誰もが個性と能力を発揮し、自分らしく働き暮らせる社会 | 子育てと就業の両立を支える基盤。第 5 次 No.10・24・27 等の施策領域と関連するが、同一指標はなし。 |

# 第４次プランから継続する数値目標（第５次プラン重点目標別）

第４次プランから引き継ぐ24項目を、第５次プランの３つの重点目標に沿って再配置しています。No.は元の継続目標一覧の番号です。

**分類別件数　｜　重点目標１：3項目　　重点目標２：16項目　　重点目標３：5項目　　（合計：24項目）**

## 重点目標３：誰もが安全・安心に暮らすことのできる社会　（5項目）

| No. | 第４次プランから継続する数値目標 | 第４次の基本目標 | 第５次プランの分類先重点目標 | 分類の考え方・対応する第５次指標 |
|---|---|---|---|---|
| 4 | 中学校の人権教育で「デートＤＶ」を取り上げる学校数 | 基本目標１ | 重点目標３：誰もが安全・安心に暮らすことのできる社会 | DV予防・暴力防止教育に該当。第５次 No.28「デートDV・ハラスメント予防教育の実施校割合」と特に関連。 |
| 17 | ひょうご防災リーダー講座受講者数（女性） | 基本目標２ | 重点目標３：誰もが安全・安心に暮らすことのできる社会 | 女性の防災人材育成・防災分野への参画。第５次 No.38 と関連。 |
| 18 | 防災士登録者数（女性） | 基本目標２ | 重点目標３：誰もが安全・安心に暮らすことのできる社会 | 女性防災リーダー・担い手の育成。第５次 No.38 と関連。 |
| 23 | 乳がん検診受診率 | 基本目標３ | 重点目標３：誰もが安全・安心に暮らすことのできる社会 | 女性の健康保持・健康課題への対応。第５次 No.36 と関連。 |
| 24 | 子宮がん検診受診率 | 基本目標３ | 重点目標３：誰もが安全・安心に暮らすことのできる社会 | 女性の健康保持・健康課題への対応。第５次 No.36 と関連。 |

*【分類上の留意点】分類は各数値目標の趣旨・政策領域に基づく整理案です。第５次プランに同一または類似の指標がある場合は対応No.を記載し、直接対応する指標がない場合は関連する施策領域を示しています。保育所待機児童数は、子育てと就業の両立支援の観点から重点目標２に位置付けています。*